平成２２年（フ）第１１９号
石川県能美市三ツ屋町６番地１　ノールアン・317号、従前の住所石川県能美市松が岡２丁目66番地
債務者　松本　育子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第１２０号
石川県能美市三ツ屋町37番地１　市営三ツ屋住宅・１―303号、従前の住所石川県能美市三ツ屋町７番地　ノールドゥ・22
債務者　松本　治郎
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第１２３号
石川県加賀市山代温泉桔梗丘３丁目７番地　さららアパート205号室、従前の住所石川県加賀市上河崎町子146番地１
債務者　畦地　　歩
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第７８５号
兵庫県尼崎市武庫之荘３丁目21番17号　ハイマット武庫202
債務者　湯浦ゆきえ
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３１２号
佐賀県鳥栖市柚比町176番地３
債務者　藤田　吉勝
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４１号
佐賀県佐賀市開成６丁目１番13―207号
債務者　於保　貴子（旧姓嘉村）
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５８号
佐賀県三養基郡みやき町大字白壁2541番地20　石貝団地415号室
債務者　境　　留美
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９２号
福井県坂井市三国町三国東１丁目１番17号
債務者　坪井　　眞
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９３号
福井県坂井市三国町三国東１丁目１番17号
債務者　坪井　正枝
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１９号
福井市福町２丁目102番地２
債務者　岡田富士夫
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５８号
福井県坂井市坂井町大味第27号18番地１、旧住所福井市若杉３丁目502番地　グリーン・カーサＢ102号室
債務者　田中　正和
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３７７号
福井市大味町第37号17番地２
債務者　濵谷　愛美
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８５号
兵庫県宝塚市口谷西３丁目２番７号
債務者　宮本裕大こと　孫　　充寛
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４２３号
兵庫県伊丹市梅ノ木５丁目４番35号、前住所兵庫県伊丹市東有岡１丁目19番地の１　ルネ伊丹ガーデンスクエア216号
債務者　原　　健治
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第７９１号
兵庫県尼崎市常松１丁目３番４号タケツーコナヴィレッジ481
債務者　田村　喜隆
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７９４号
兵庫県尼崎市富松町３丁目38番１―203号
債務者　田村　一美
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８２５号
兵庫県西宮市上ヶ原四番町３番６―305号
債務者　馬場ミチコ
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係